

「これからの高等学校教育のあり方研究会」報告書（案）の要点

【高等学校はどのような学びの場であるか】

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とし（学校教育法第50条）、義務教育機関ではないものの、今日では中学校を卒業した生徒の大部分が進学する教育機関であり、義務教育において育成された資質・能力を発展させながら生徒の多様なニーズに応じた公正で個別最適な学びと協働的な学びを実現し、高等教育機関や実社会との接続機能を果たす役割がある。

高等学校が、初等中等教育最後の教育機関としての責務を十分に果たすためには・

○ 高等学校の魅力化・特色化の推進

『より分権型の教育制度』

- ・各学校において、地域や学校の実情に応じ、より効果的で特色あるカリキュラムを編成
- ・学校長がリーダーシップを発揮

『社会に開かれ、地域と高校生が協働できる教育課程』

- ・地域ぐるみのキャリア教育の推進及び地域の課題発見・課題解決能力の育成
- ・教職員の確保、地域や大学等で活躍する人材の活用、学習空間や環境整備の充実

○ 高等学校の卒業時期及び修業年限の柔軟化

『生徒の学習状況等による修業年限（学ぶ期間）の柔軟化』

- ・学習方法や内容と同様に学ぶ期間を個別最適化
- ・生徒の学習状況等により適切な修業年限を保障するため、学校教育法等関係法令の見直し

○ 大学の入学時期及び企業等の採用時期の柔軟化

『大学入学時期の柔軟化（4月入学に加え、秋季入学を拡大）』

- ・生徒の多様化、教育のグローバル化に対応するため、大学の入学時期を柔軟化

『企業・官公庁等の通年採用拡大』

- ・高等学校、大学と産業界の更なる連携促進

○ 学校間連携の促進

『学校間のシェアとコラボレーション』

- ・学びの多様性に応えるため、複数の都道府県連携による教育リソースの確保とシェア
- ・高校生による大学教育の先取履修など高大連携の推進

○ 「オンライン教育」と「対面指導」のベストミックス

『科学的エビデンスに基づいた政策決定』

- ・科学的な検証に基づいた、オンライン教育と対面指導のハイブリット化

『日常的なICTの活用促進』

- ・生活困窮家庭の端末購入費や通信費に対する支援
- ・18歳以下の子どもがいる世帯の通信費の値下げ
- ・遠隔授業に関する要件の緩和や見直し